

個人情報保護規程実施細則

平成30年1月15日全部改正

(目的)

第1条 この細則は、北広島市社会福祉協議会個人情報保護規程（以下、「規程」という。）に基づき、規程の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(個人識別符号)

第2条 規程第2条第2項の別に定める符号とは、個人情報保護法（以下「法」という）施行令第1条で掲げられた、次号以下の個人識別符号をいう。

(1) 次に掲げる、身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして法第74条の個人情報委員会規則（以下「委員会規則」という）で定める基準に適合するもの

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

(2) 旅券法第8条第1項第1号の旅券番号

(3) 国民年金法第14条に規定する基礎年金番号

(4) 道路交通法第93条第1項第1号の免許証の番号

(5) 住民基本台帳法第7条第13号に規定する住民票コード

(6) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号

(7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

イ 国民健康保険法第9条第2項の被保険証

ロ 高齢者の医療の確保に関する法律第54条第3項の被保険証

ハ 介護保険法第12条第3項の被保険証

(8) その他前各号に準ずるものとして委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号
(個人情報データベース等)

第3条 規程第2条第4項の個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして別に定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと

(2) 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること

(3) 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

(個人情報取扱業務概要説明書)

第4条 規程第5条第1項に定める個人情報取扱業務概要説明書は、第1号様式によるものとする。

2 個人情報を取り扱う事業を新たに開始する場合は、個人情報取扱業務概要説明書を作成して、個人情報保護管理者に届出るものとする。

3 個人情報取扱業務概要説明書に記載した事業の廃止、又は変更するときは個人情報保護管理者に届出るものとする。

(保有個人データの書面による開示請求)

第5条 規程第14条第1項の定めにより、保有個人データの開示の請求が書面による場合は、第2号様式によるものとする。

(保有個人データの開示又は不開示の決定通知)

第6条 規程第14条第5項の定める保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、第3号様式又は第4号様式によるものとする。

(保有個人データの書面による訂正及び利用停止などの請求及び結果の通知)

第7条 規程第15条第1項又は第16条第1項の定めにより、保有個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の請求が書面による場合は、第5号様式によるものとする。

2 規程第15条第2項又は第16条第3項に定める保有個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の請求に対する結果の通知は、第6号様式又は第7号様式によるものとする。

(開示の請求などに対する手数料)

第9条 規程第14条、第15条及び第16条に定める開示などの請求に対する手数料は無料とする。

附則

1 この細則は、平成17年12月 1日から施行する。

附則

1 この細則は、平成30年1月15日から施行する。